

平成25年度 川崎市起債運営の考え方（案）

1. 資金調達における基本的考え方

（1）基本的考え方

起債に当たっては、投資家需要や金利などの市場動向、本市の資金需要などを総合的に勘案し取り組むものとする。

（2）資金区分について

事業の性質や起債総額を勘案し一定規模の銀行等引受債を発行しつつ、概ね現行水準の公募債を発行する。

（3）年限構成について

資金調達の安定化に向けた年限の多様化を図りつつ、金利変動リスクを回避するため、中期・長期・超長期のバランスを概ね1/3ずつとする。

（4）償還について

平成24年度と同様に、民間資金については、市場実勢の透明性を高める観点から、償還日をすべてベンチマーク国債に合わせるものとする。

2. 市場公募債について

（1）フレックス枠について

- ・超長期債（発行時期、年限を定めないもの）

市場動向に応じて機動的に発行するものとして、平成24年度と同額の年間300億円を3回に分けて発行することを基本とする。

- ・中長期債（償還の平準化を目的に年限を選択するもの）

市債償還の平準化や市場のニーズに応える観点から、平成25年度は60億円の発行とする。年限については、各年度の償還額を検証して決定する。

（2）5年債及び10年債の発行について

個人投資家を含め投資家層が厚い5年債及び10年債については、平成24年度と同様に定期定例発行とする。また、平成24年度と同様に条件決定日を発行月の10日とする。

（3）発行時期について

全国型市場公募債のうち、5年債及び10年債については、一定のキャッシュ確保及び年間を通じた金利変動リスクを平準化させるため一定程度分散させる。また、5年債は個人投資家の購入額拡大のため、4半期に1回、年4回発行の定期・定例発行とし、1回あたりの発行額を70億円とする。

超長期債については投資家需要、金利などの市場動向を確認しつつ発行する。

(4) 共同発行への参画の考え方

10年債の調達については共同発行債を基本とするが、民間資金の調達規模が例年よりも少ないことから、調達額を260億円とする。また、継続的な発行、市場へのアクセスの観点から、年1回の個別銘柄発行を継続する。

(5) ミニ公募債について

市民にとって分かりやすく、積極的な市政参画が得られやすい事業について発行を検討する。

(6) 各年限における条件決定方式の考え方

- ・定期・定例的に発行する5年債、10年債については、投資家層が厚いことから、従前どおりプレマーケティング方式による発行とする。
- ・超長期債については、5年債、10年債と比較して投資家層が限られていることから、主幹事方式による発行とする。

なお、昨年度と同様、機動的な起債運営を行うため、主幹事についてはグループ式主幹事制を採用する。

- ・2年債などの基幹年限以外のものについては、発行事例、流通量が少ないことから、発行条件の透明性を確保するため入札による発行を原則とする。

3. 銀行等引受債について

(1) 調達方法の選択について

市場公募債の償還方法は満期一括償還であることから、償還方法のバランスを考慮し、銀行等引受債の償還方法は定時償還を原則とする。

(2) 発行方式（証券発行・証書借入）について

証券発行、証書借入の発行方式の選択は、金融機関の意向を踏まえつつ有利性の比較により決定する。

(3) 金利（固定金利・変動金利）について

従前は固定金利による調達としていたが、市場金利の動向を踏まえつつ、一定程度の変動金利債による調達を含めて、資金調達の多様化を図る。

(4) 年限選択について

年限については、市場公募債・公的資金を含めて、起債全体のバランスを考慮して決定する。

(5) 発行時期について

事業進捗に対応した発行額の調整弁としての役割から出納整理期間における調達が主とならざるを得ないが、市場全体の銀行等引受債の発行額を考慮しつつ、可能な範囲で出納整理期間以外の調達に努める。

(6) 条件決定方式について

発行ロットが50億円以上の場合には、資金調達ของセーフティネットの観点から、市場実勢に即した発行条件を前提に銀行等引受債シ団を活用した調達を行う。

4 . その他の取組

(1) 市債償還の平準化について

各年度における市債償還額を平準化することを目的として、フレックス枠を活用することと併せて、買入消却の試行実施に向けて取り組むこととする。

(2) 金利スワップ契約の活用について

金利スワップ契約を活用し固定金利を変動金利化することにより、既発債の金利負担軽減策の実務的な検証を行うこととする。

(3) 外債の発行について

資金調達手法の多様化、海外投資家層の開拓などを目的として、他団体との共同発行を含めた、外債の発行に向けて取り組むこととする。

(4) 有識者による外部委員会の設置について

変動金利債や外債など、資金調達手法の多様化の実行に向けて有識者会議を新たに設置し、アドバイザー・コミッティ専門部会における研究成果について検証を加えてもらい、本市の起債運営の参考とする。

5 . シンジケート団の構成について

(1) 5年債シ団

リテールを中心としたシ団を編成し、個人販売に積極的に取り組む金融機関を中心としたコンパクトなシ団を編成する。

(2) 10年債シ団

よりホールセールに特化するため、コンパクトなシ団を編成する。

(3) 銀行等引受シ団

地域金融機関を中心としたシ団を編成する。

6 . I R 活動に関する基本的考え方

(1) 機関投資家 I R

次年度予算に基づいた経営ビジョン及び起債運営の方向性を投資家向けに発信する目的で開催する。開催時期については、投資家の参加しやすさを考慮し、原則として3月の開催とする。

(2) 川崎市債セミナー

市民に向けた情報発信の機会とし、5年債の発行時期などを考慮し、6月下旬から7月上旬の開催を基本とする。

(3) 英語による情報発信

例年行っている海外IRについては、効率的に投資家にアクセスできるような手法を検討し、充実を図る。また、海外投資家とのパイプ形成を図る観点から、海外IR用の英文説明資料や英語版IRサイトのさらなる充実を図るとともに、発行要項などの英文化に取り組む。

(4) 個別投資家訪問

説明会形式より詳しい説明や質疑応答が可能であるほか、投資家の考え方や情報ニーズなども直接聴くことができることから、ノンディールでも積極的に実施する(年間30件以上)。また、首都圏以外の投資家に対しても、他の会議などと同時に実施するなど、効率的かつ積極的に実施する。

(5) IRニュース

年12回の発行を基本とするが、必要に応じて随時発行する。なお、あらゆる機会を通じて配信先の増加に努める。

6. 年間市債発行計画

前各項を踏まえ、平成25年度の市債発行計画を別紙のとおりとする。